

諮問番号：諮問第 21 号

答申番号：答申第 21 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県福岡児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づく平成 28 年 8 月 1 日付け児童の措置変更処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。本件処分は里親及び本件処分の対象となった児童（以下「本件児童」という。）の意思を無視しており、権利を侵害している。本件処分に先立ち行われた里親委託措置停止処分の理由も説明されていない。本件児童を情緒障害児短期治療施設に入所させる必要性も認められない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分及び本件処分に係る手続について、違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

#### 1 本件児童の里親委託措置の解除について

処分庁が、審査請求人の一人である里母（以下「里母」という。）が精神的に不安定であることを理由の一つとして本件処分を行ったことについて、審査請求人は処分庁の認識が誤りであると主張している。しかし、審査請求人からの処分庁への相談記録及び処分庁が審査請求人宅を訪問した際の記録によると、平成 28 年 5 月以降、里母に

よる本件児童に対する不適切な接し方が継続していたことが認められる。

次に、里母は、医師からうつ症状が見られるなどの診断を受けており、精神的に不安定になっていたことが認められる。

さらに、審査請求人からの処分庁への相談記録からは、審査請求人に係る夫婦関係が不安定であったといわざるを得ない。

上記のような家庭環境において、本件児童を審査請求人の下で継続して養育した場合、子どもの健全な育成を目的とした里親制度の趣旨に沿った育成を図ることは困難であったと認められる。また、この場合、本件児童の心身に有害な影響を与える行為が行われる可能性を否定することはできないと認めざるを得ない。

なお、里母は、精神的に不安定な状況を改善するために心療内科で治療を開始していたなどの主張をしているが、平成 28 年 1 月に生じた里母の不安定な状況が同年 5 月及び 6 月に再び生じたことなどから判断すると、本件処分時点において、処分庁が、審査請求人の下で里親制度の趣旨に沿った本件児童の育成を図ることは困難であると判断し、里親委託措置の解除を決定したことは妥当な判断であったと認められる。

## 2 本件児童の A 施設への入所について

本件児童は、平成 28 年 6 月 15 日に医師から「情動制御の障害」及び「不適切な養育環境」があると診断されている。A 施設は、軽度の情緒障害を有する児童に対し、その情緒障害を治療する施設であることから、処分庁が、本件児童を A 施設への入所に措置変更したことについて、違法又は不当な点は認められない。

## 3 本件処分に係る手続について

処分庁が本件児童を A 施設に入所させるに当たっては、法第 27 条第 4 項の規定により、親権者の同意を得ることが必要となるが、処分庁は、平成 28 年 7 月 20 日に本件児童の実母から同意を得ており、このことについて違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、不利益処分である本件処分が行われる際には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条に基づき不利益処分の相手方の意見を聴く機会を設けることとされているにもかかわらず、その機会がなかった旨主張しているが、法第 33 条の 5 の規定により、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置を解除する処分については、行政手続法第 13 条の規定は適用されないため、処分庁が本件処分を行うに当たって、審査請求人に対して聴聞又は弁明の機会を付与しなかったことに、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

平成 29 年 5 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 6 月 6 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分は里親及び本件児童の意思を無視しており、権利を侵害しているなどの主張をしているところ、本件審査請求の争点は、本件処分及び本件処分に係る手続について、違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

##### 1 本件児童の里親委託措置の解除について

審査請求人からの処分庁への相談記録、処分庁が審査請求人宅を訪問した際の記録及び里母に対する児童虐待防止カウンセリング事業協力医の面談記録によると、平成 28 年 5 月以降、里母による本件児童に対する不適切な接し方が継続していたこと、里母が精神的に不安定になっていたこと及び審査請求人に係る夫婦関係が不安定であったことが認められる。

上記のような家庭環境において、本件児童を審査請求人の下で継続して養育した場合、子どもの健全な育成を目的とした里親制度の趣旨に沿った育成を図ることは困難であると処分庁が判断したことは相当であると認められる。したがって、処分庁が里親委託措置の解除を決定したことは、やむを得ない判断と考えられ、違法又は不当な点は認められない。

##### 2 本件児童の A 施設への入所について

上記の事実関係を踏まえ、さらに、本件児童に「情動制御の障害」及び「不適切な養育環境」があるとの医師の診断により、処分庁が、本件児童に関し、情緒障害を治療する施設である A 施設への入所に措置変更したことについて、違法又は不当な点は

認められない。

### 3 本件処分に係る手続について

処分庁が本件児童をA施設に入所させるに当たっては、法の規定に沿って本件児童の親権者である実母から同意を得ており、このことについて違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、不利益処分である本件処分が行われる際には、行政手続法第13条に基づき不利益処分の相手方の意見を聴く機会を設けることとされているにもかかわらず、その機会がなかった旨主張しているが、審理員意見書に記載のとおり、里親委託を解除する処分に行政手続法第13条の規定は適用されないことから、処分庁が本件処分を行うに当たって、審査請求人に対し、聴聞又は弁明の機会を付与しなかったことに、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子